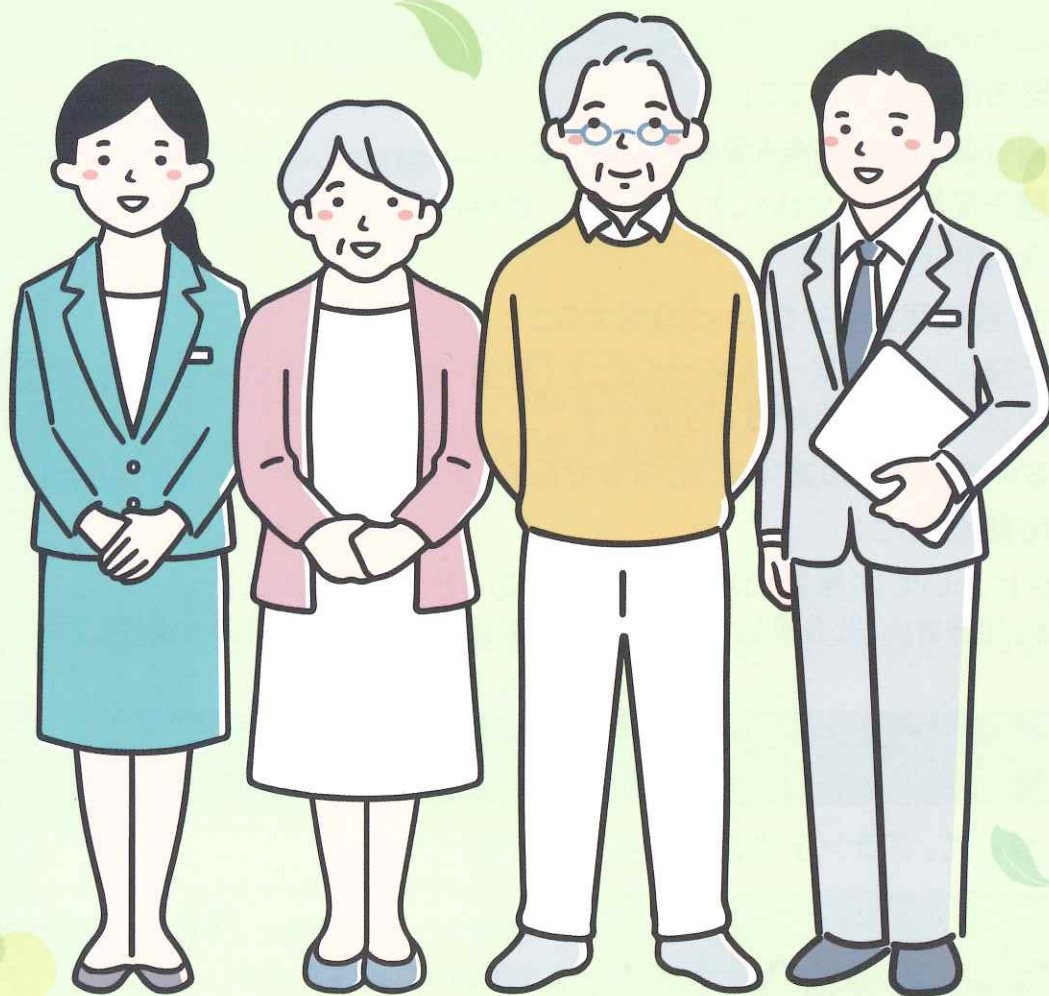


身寄りがなく、所得が少ない方へ

葬儀や死後の家財処分等をサポートします！

富士市 葬儀埋葬準備事業



最期まで、**自分**らしく。

その思い、私たちがしっかり預かります。

富士市

受託者：社会福祉法人 富士市社会福祉協議会

葬儀埋葬事前準備支援事業とは？

親族や民間事業者等による死後事務が困難な所得の少ない高齢者について、あらかじめ葬儀や納骨の実施方法をプランの中から選んでおくとともに預託金をお預かりし、本事業の利用者が亡くなったときには、プランに沿った内容の実施をお約束するものです。富士市からの委託により、社会福祉法人富士市社会福祉協議会（以下「本会」）が実施しています。

利用できる対象者は？

契約の時点で次のすべてを満たす方が本事業の対象となります。

- ① 富士市終活情報事前登録事業を利用していること
- ② 65歳以上であること
- ③ 明確な契約能力を有すること
- ④ 葬儀や納骨等を実施できる者がいないこと
- ⑤ 生活保護を受給していないこと
- ⑥ 市民税非課税であること
- ⑦ 見守り・安否確認を受けることに同意すること
- ⑧ 契約時に預託金を一括で預託できること（葬儀・納骨の費用は一括納付、家財処分の費用は状況に応じ分割納付も可能です）
- ⑨ 相続において日本法の適用をうける者であること
- ⑩ 火葬に同意できること
- ⑪ 審査会※において本事業の利用が適当であると認められること
※弁護士、司法書士、社会福祉士、富士市及び富士市社会福祉協議会で構成します

内容は？

以下の内容について、プランを作成して実地します。

見守り・安否確認	訪問または電話等により原則月1回の見守り・安否確認を行います。 また各年度に1回訪問による見守り・安否確認を行います。
葬儀・納骨の準備支援・確認	葬儀社への葬儀事前予約を支援します。 葬儀・納骨が実施されたことを確認します。
行政官庁への死亡・葬儀等に関する届け出	死亡・葬儀等に関する行政官庁への届け出を行います。
自宅が賃貸住宅の場合のみ 家財処分、公共料金等の 収受機関等への死亡連絡	自宅が賃貸住宅の場合には 残存家財を家財処分業者が処分します。 公共料金等の収受機関等へ死亡連絡を行います。

預託金とは？

契約時に以下の預託金を本会へお預けいただきます。プラン内容の遂行のために使用します。

預託金の内容	金額
葬儀・納骨	20万円※
家財処分 (自宅が賃貸住宅の場合のみ)	業者の見積額

※ 経済情勢や個別の事情等により金額が変更になる可能性があります

利用(契約)までの流れは？

(目安)



ご相談等の連絡先

ご連絡先	富士市終活サポートセンター 富士市社会福祉協議会 電話： 0545-67-0009 ファックス： 0545-60-5001
受付時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 8:30～17:15
住所	〒416-8558 富士市本市場432番地の1 富士市フィランセ東館2階



社会福祉法人 富士市社会福祉協議会とは？

- 富士市社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現を目指す社会福祉法に位置づけられた公共性・公益性の高い民間の組織です。
- 住民や住民組織、ボランティア・NPO、社会福祉施設等と協力して地域の福祉課題の解決に向けた取り組みや、高齢者の介護保険サービス、障がい者や子どもに関する事業などを行っています。